

第1章 企業出資の障害者福祉施設の農業分野への進出

—農業分野に進出している社会福祉法人等，特例子会社との比較から—

1. はじめに

農村地域の過疎化・高齢化の進展等により，農業の担い手が不足し，引き受け手のいない農地が耕作放棄地化しつつある。また，農村地域では，地方経済が停滞する中で，雇用の場の確保が難しくなっている。こうした状況を受けて，障害者福祉にたずさわる社会福祉法人⁽¹⁾やNPO法人⁽²⁾（本報告では，以下，両者合わせて「社会福祉法人等」という。）が農業に次第に進出してきている⁽³⁾。そして，近年は，これに障害者を雇用する特例子会社⁽⁴⁾も続いている。

さらに，障害者自立支援法に基づき，2006年に企業出資の障害者福祉施設⁽⁵⁾の第1号が認定されてから，営利企業や生活協同組合がCSR⁽⁶⁾活動の一環として，障害者福祉施設を設立するケースが増加している。そうした中で，農業分野に進出する企業出資の障害者福祉も増加してきている。

こうした状況を踏まえれば，現在，農業分野に進出してきている企業出資の障害者福祉施設の実態を明らかにするとともに，将来，そうした施設が農村地域の障害者や健常者の雇用の場として機能するのか，さらには地域農業の担い手となり得るのかを明らかにしておくことは地域農業や農村コミュニティの維持・再生にとって重要な研究課題といえる。

しかしながら，農業分野における障害者就労に関する研究は，先行研究が少しずつ増えてきてはいるものの，まだ決して多くはない。農業分野に進出してきている社会福祉法人等，特例子会社の特徴を分析した研究としては，農業分野で働く障害者の事例調査から就農形態を類型化した濱田（2010b）をはじめとし，社会福祉法人等の農業分野への進出状況の全体像を明らかにすることを目的に既存データの整理と農業分野に本格的に進出している社会福祉法人等の事例の比較分析から今後の課題を抽出した飯田ら（2011），農業分野に進出した社会福祉法人等や障害者雇用を本格化させた農業法人の発展過程を分析し必要な支援策を明らかにした小柴ら（2016），農業分野に進出した特例子会社の実態と農業の担い手としての可能性を分析した吉田ら（2014），がある。また，企業が農業分野で障害者就労に取り組む事例を紹介している文献としては，高齢・障害者支援機構（2009），濱田（2010a），小柴・吉田（2014）等がある。他方で，農業分野に進出してきている企業出資の障害者福祉施設に焦点を当て，その特性を明らかにしたり，農業の担い手としての可能性について考察した研究はまだ行われていない。そうした研究がこれまで行われてこなかった理由としては，企業出資の障害者福祉施設の農業分野への進出が本格化したのが2010年以降という歴史の浅さもあると考えられる（第1-1図）。

そこで，本報告では，近年，農業分野に本格的に進出してきた企業出資の障害者福祉施設について，既存研究で明らかにされてきた社会福祉法人等，特例子会社の特徴と比較す

ることで、その優位性や課題を明らかにし、そうした企業出資の障害者福祉施設が、今後の地域農業の担い手となり得るのか、なり得るとすれば、克服すべき課題はどこにあるのか明らかにすることを目的とした。

2. 特例子会社の農業分野への進出状況

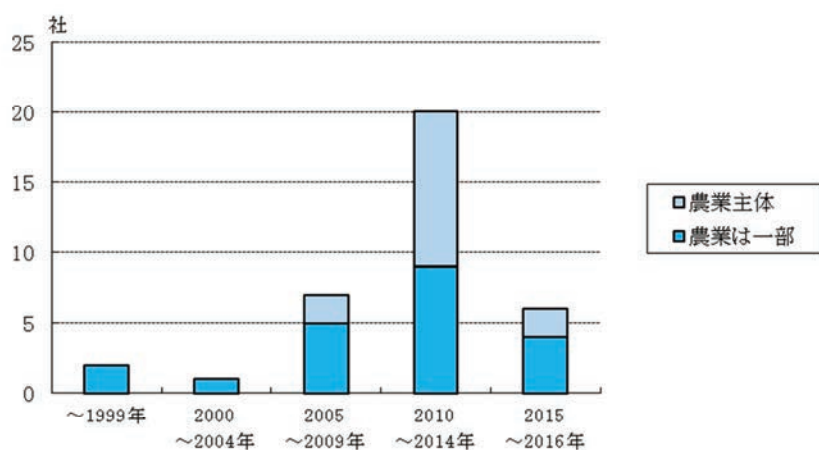
吉田ら（2014）によれば、2013年6月1日時点で、特例子会社は378社あり、そのうち22社が農業活動を行っていた⁽⁷⁾。その後、2016年6月1日現在で448社の特例子会社が設置されており、農林水産政策研究所の調べでは、そのうち少なくとも36社で農業活動が行われていることが確認されている。

特例子会社の設置数は年々増加を続けており、法定雇用率の引き上げも決定していることから⁽⁸⁾、今後も特例子会社は増加するものと予想されている。障害者が行える工業分野の下請け作業が減少する中で、障害の特性に応じた作業が可能である農業分野への進出が増加していく可能性は高い。

また、その後の継続調査の結果、設立当初は比較的独立性の高かった特例子会社が多かったものの、次第に、周囲の農家や障害者福祉施設等との関係を深めることで地域農業に貢献している事例が出てきている。

例えば、大阪府泉南市で8人の障害者を雇用してサラダほうれん草の水耕栽培を行っているハートランド（株）（親会社：コクヨ株式会社）では、周囲の8つの障害者福祉施設から施設外就労の形で、週にのべ100人の障害者の受け入れを実施することで施設との関係を深めている⁽⁹⁾。さらに、障害者雇用で水耕栽培を行う会社が相互に連携することで、安定出荷・安定価格を実現し、「美味しい野菜」をより多くの顧客へ広め、結果として、各社が水耕栽培を事業として成り立たせる仕組み作りを推進している。

また、（株）ひなり（親会社：伊藤忠テクノソリューションズ（株））は、特例子会社が自



第1-1図 認定年別にみた農業分野に進出している特例子会社数

資料:2017年6月現在、筆者が各社のホームページ等から集計した結果である。

注:1) 基本的には農業開始年で整理しているが、農業開始年が不明な会社は認定年でカウントした。

2) 農業を止めた会社が2社あるが、上記ではカウントしていない。

ら農業を行うのではなく、農業に付帯する軽作業を複数の農家から請け負うことで、周年で障害者の働く場所を確保するモデルを確立している。その後、作業を受ける農家数を順調に拡大し、2016年2

月末現在で、20 人の障害者を雇用し、農家 8 戸から農作業（収穫、定植、出荷調整等）を請け負っている⁽¹⁰⁾。「ひなり」に作業を委託している農家からは、「ひなりの存在が経営規模の拡大につながった」との声もあり、地域の農家の経営改善に大きく貢献している。

この他、直接、自社では農業を行わないものの、複数の福祉施設（初年度の 2014 年度には就労継続支援 B 型事業所⁽¹¹⁾（以下、「B 型事業所」という。）5 施設が参加）に契約栽培で玉ねぎを生産してもらい、親会社の外食チェーンに提供することを特例子会社がコーディネートするという形で農業に関与し、結果的に地域の障害者の農業分野での働く場の拡大に貢献した事例も出てきている⁽¹²⁾。

3. 企業出資の障害者福祉施設の設立状況

前述のように、障害者自立支援法に基づき、2006 年に企業出資の障害者福祉施設の第 1 号が認定されて以降、企業出資の障害者福祉施設の設立が増加している。2014 年 10 月 1 日現在 1,884 施設あり、そのうちの 63%（1,189 施設）を就労継続支援 A 型事業所⁽¹³⁾（以下、A 型事業所という。）が占めている。そうした中で、2010 年以降、農業分野で障害者雇用に取り組む事業所も増加してきている。2016 年 12 月までに農林水産政策研究所が実施した調査の中で把握された企業出資の障害者福祉施設は 13 施設（すべて A 型事業所）となっているが、親会社の業種（民間企業 10 社に生活協同組合 3）、経営内容、設立経緯（後述のタイプ I～IV）いずれも多様である（第 1-1 表）。そうした多様性が見られる中、後述するように、同様の設立経緯の事例間では共通点を見い出せることから、以下では設立経緯の特徴から対象事例を大きく 4 つに分類して比較分析を行う。

1 つ目は、地方公共団体が企業を誘致する形で設立された施設（タイプ I）で、2012 年の北海道における初事例を参考に三重県、長野県でも同様の手法が採られるなど、4 事例にまで増加している。2 つ目は、生活協同組合が障害者福祉施設を設立することで会員である消費者に CSR 活動を PR するという取組（タイプ II）で、こちらも 2010 年の広島県における初事例から、大阪府、岡山県と 3 事例にまで増加している。3 つ目は、企業グループがグループ内の農業法人に障害者福祉施設を併設するという取組（タイプ III）で、このタイプも 3 事例ある。4 つ目は、障害者雇用に熱心な企業が自らの判断で障害者福祉施設を設立し営農を開始している取組（タイプ IV）で、このタイプも 3 事例ある。

以下では、これらの 4 つの分類に基づき、実際に調査を行った 10 社について報告する。

第 1－1 表 企業出資の障害者福祉施設（障害者就労継続支援 A 型事業所）の立ち上げ、迎え入れ

タイプ	都道府県	事業所名	親会社、 グループ企業	設立年	雇用障 害者数	経営内容
I	北海道	(株)九神ファームめむろ	(株) クック・チャム	2012年	20	露地野菜作、野菜の1次加工
	三重県	(株) シグマサポート、 シグマファームといういん	シグマグループ	2014年	11	野菜作（露地・施設）
	大阪府	(株) 舞洲フェルム	(株) エキスプレス	2014年	13	野菜の水耕栽培
	長野県	(株) フジすまいる ファーム飯山	(株) フジ	2016年	20 (定員)	農産物の生産・加工・販売
II	広島県	(農)ハートランドひろしま	生活協同組合ひろしま	2010年	19	野菜作（施設・露地）
	大阪府	(株)いずみエコロジー ファーム・ハートランド事業部	大阪いずみ市民生活協同組合	2012年	22	野菜作（施設・露地）
	岡山県	(株) コーブファームおかやま、(株)ハートコーブ おかやま	生活協同組合おかやま	2013年	－	施設野菜作（トマト）
III	宮城県	(一社)ステージパス	舞台ファームグループ	2013年	22	農作業受託，農産物販売
	宮城県	(株) あすファーム松島、(株)アイエスエフ ネットライフ松島事務所	ISFネットグループ	2014年	20	野菜作（施設・露地），水田作，観光農園，農産物加工
	新潟県	(株)たくみファーム、(株)アイエスエフ ネットライフ新潟	ISFネットグループ	2015年	20 (予定)	野菜作（露地），農産物加工
IV	愛媛県	(株)クック・チャム my mama	(株) クック・チャム	2010年	20	総菜加工，野菜作（露地・施設）
	兵庫県	森の木ファーム(株)	(株) 森長組	2012年	34	菌床シイタケ栽培
	埼玉県	障害者就労継続支援A型 事業所アスタネ	(株)ゼネラル パートナーズ	2015年	24	菌床シイタケ栽培

資料：長野県、新潟県の事例は各事業所のホームページより。大阪府の事例は『農と福祉の連携促進調査報告書』（一般財団法人大阪府みどり公社）より。他は農林水産政策研究所による聞き取り結果。

注 1) ゴシック太文字が継続支援 A 型事業所。

注 2) アイエスエフネットライフ松島事業所は、継続支援 A 型事業所のほか移行支援事業所（定員 10 人：雇用契約ではないが上記 20 人に計上）も併設。

4. 企業出資の障害者福祉施設の実態

(1) タイプ I

1) (株)九神ファームめむろ（北海道芽室町）

九神ファームめむろ（以下、「九神ファーム」という。）は、惣菜の製造・小売を行う（株）クック・チャム⁽¹⁴⁾（以下、「クック・チャム」という。）等 3 社が出資し、2012 年に設立された。翌年の 2013 年には A 型事業所として認定されている⁽¹⁵⁾。町内に知的障害者と精神障害者が 231 人（2011 年度）いるにもかかわらず、障害者が働く場が B 型事業所 1

カ所（33 人の障害者が利用者として福祉的就労）しかないことを憂いた北海道芽室町が、障害者雇用に熱心な（株）エフピコの特例子会社エフピコダックス(株)（以下、「エフピコダックス」という。）に相談し、エフピコダックスから紹介されたクック・チャム等が出資する形で九神ファームの設立が実現している。その際、芽室町では九神ファームの誘致推進会議を設立し、障害者就労に詳しいエフピコダックスにコーディネートをお願いするなどして必要な環境を整備している（第 1-2 図）。町が関わりを持つことで、地域の関係機関、農業や福祉の関係者等との連携が円滑に行われることとなった。

九神ファームの経営耕地面積は 3ha である。惣菜の原材料となるバレイショ、カボチャの生産から一次加工までを行い、複合化・多角化している。北海道での営農であるため、バレイショの生産は機械作業が中心であるものの、カボチャは障害者が手作業で収穫している（2014 年産の収穫量はバレイショ 65 t、カボチャ 14 t）。

九神ファームで利用者として就労する障害者は 20 人（2017 年 1 月末現在。設立当初は 9 人）であり、その内訳は知的障害者が 17 人、精神障害者が 3 人となっている（なお、2017 年 1 月末現在、一次加工部門のスタッフ 8 人のうち 4 人が障害者手帳を持っている（知的障害者 2 人、身体障害者 2 人））。全員が農業部門と一次加工部門とを兼任している。一次加工を行うことで北海道でも周年での作業が可能となっている。また、九神ファームでは、販売先である中食企業のニーズに応じた一次加工品を製造することで高付加価値化を実現している。なお、加工施設は、設立当初、レストランの空き店舗を借りていたが、国からの助成を得て、2015 年に新たな加工施設を建設している。設立当初は、バレイショの一次加工が主であったが、その後、加工施設の建設を受けて、加工する品目や加工方法をより多様化させている。

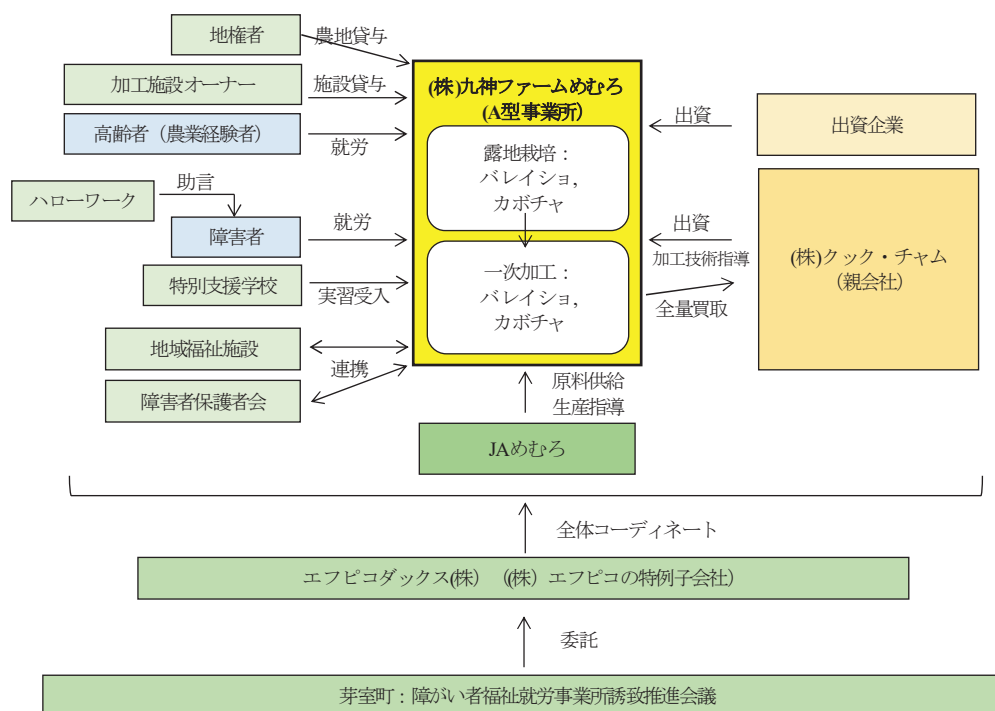
他方で、九神ファームの親会社であるクック・チャムは、自社の店舗で惣菜の製造・小売を行う中食企業である。他社との差別化を図るため、「できたて」、「手作り」、「日替わり」の惣菜提供にこだわり、毎日約 50～70 種類の惣菜を提供している。食材は自社のセントラルキッチンで一次加工され、品目ごとに小分けし、それを組み合わせてキット化している。各店舗にはメニューごとに食材が組み合わされたキットが配送され、それを使用して調理が行われる。

九神ファームでは、そのキットの一部となるバレイショ等の一次加工品を通年製造している。バレイショはカット後に小分けして真空パックされ、加熱後にチルド冷蔵し、クック・チャムに輸送・販売される。バレイショの一次加工は手作業で行われ、反復作業の習熟によって効率性を発揮しやすい知的障害者の特性を生かしている。また、手作業とすることで、機械には難しいカット方法が可能となったり、大きさの不揃いなバレイショでも利用が可能になるなど、柔軟な対応が可能となる⁽¹⁶⁾。このように一次加工も手掛けることで、原体での販売に比べ数倍の利益を生み出している。その結果、九神ファームでは、雇用契約を結ぶ就労継続支援 A 型事業として、最低賃金以上の支払い（2013 年度以降約 10 万円の月給）を実現している。

前述のように九神ファームでは、製造した一次加工品は親会社の全量買い取りであるた

め、売れ残りのリスクや販路開拓の必要性は生じていない。その反面、営農を開始して間もない頃には、自社農産物の生産技術の習得や不足する原料の調達が課題であった。そこで、九神ファームでは、農業の指導者としてリタイヤした地元の高齢農業者 3 人をサポーターとして雇用し、北海道での営農経験がなかったにもかかわらず、初年度から農業生産を軌道に乗せている。同時に一次加工品の原料であるバレイショが不足する場合は、JA めむろの協力を得、JA から購入している⁽¹⁷⁾。JA にとっては、バレイショの新たな販路形成につながるというメリットがある。九神ファームはこうした協力体制の下で、安定的に原料を確保し、親会社への通年供給を実現している。

また、一般就労できる障害者は卒業させていくという方針の下、2016 年 4 月には、農場で働いていた障害者を 1 人、芽室町役場に一般就労の形で送り出している（このほか、障害者手帳を持っている 2 人が、利用者からスタッフに転じている。残りの障害者手帳を持っているスタッフ 2 人は外部から雇用）。



第 1-2 図 株式会社九神ファームめむろにおける主体間関係

資料：聞き取り調査および各地方公共団体等の資料より農林水産政策研究所が作成。



(以上の写真は農林水産政策研究所撮影)



- ・ 上段左右：バレイショの収穫作業
- ・ 中段左：バレイショの加工作業
- ・ 中段右：1次加工処理され、小分けされたバレイショ
- ・ 下段：店頭でポテトサラダとして販売

(写真提供：(株) クック・チャム)

2) シグマファームとういん(三重県東員町)

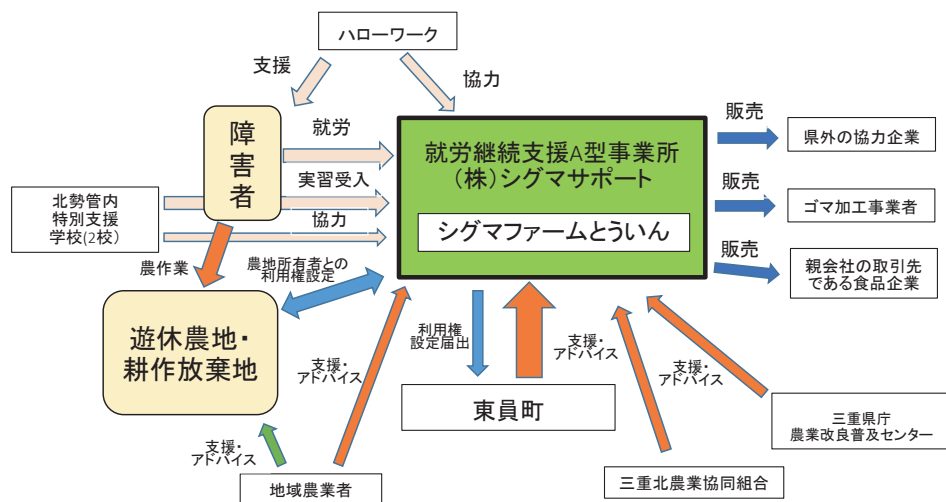
三重県東員町も、北海道芽室町と同様に、町内に2014年5月に設立されたB型事業所が1カ所あるものの、A型事業所が1カ所もなかったことから、その設立を目指していた。芽室町との違いは、東員町では、農家の高齢化の進展が深刻で、耕作放棄地が増加していることであり、エフピコダックス(株)や九神ファームの視察を経て、後継者不在の耕作放棄地を活用して、九神ファームと同様の手法により農業で障害者の働く場を確保するこ

とを目指すこととなった。その後、ダックス四国から人材派遣業のシグマグループを紹介してもらい、町が推進する農福連携事業に、シグマグループに主体的に取り組んでもらうこととなり、A型事業所シグマファームとういん（以下、「シグマファームとういん」という。）の運営を行う(株)シグマサポート（以下、「シグマサポート」という。）が、2014年11月に、シグマホールディングスの全額出資で設立されている。

シグマファームとういんでは、2015年に1.2haの畑を借地し、5人の障害者（身体障害者2人、精神障害者2人、知的障害者1人）を採用して農業生産を開始している。近隣の特別支援学校からの実習生も4人引き受けており、そのうちの1人を2016年4月から雇用している。2017年1月現在、働いている障害者は11人（知的障害者5人、精神障害者5人、身体障害者1人）に対して職員が3人の体制となっている。そして、職員や障害者に対する農業の技術指導については、地元の高齢農家4人をお願いしている。設立当初は、ゴマ、タマネギ、サツマイモの生産から始め、2017年1月現在、作付面積を3.3haにまで拡大し、サツマイモ、タマネギ、菜花、ニンジン、大根を中心に生産している。また、販路の確保については、クック・チャムに依頼し、タマネギ等はシグマグループの県内の取引先の食品企業に、ゴマは県の指導により県内のゴマ加工事業者に販売しており、無人販売で朝採れ野菜も販売している。

また、町内には遊休化した花き棟（ガラスハウス）、管理棟があり、これもシグマファームとういんが借り入れて水耕栽培を開始する予定となっている。

このようなシグマファームとういんの取組は、東員町の障害者雇用の拡大や耕作放棄地の減少に貢献している。さらに、シグマグループでは、農業で障害者を雇用するものの、この取組をビジネスとして捉えており、将来的にはシグマファームとういんをモデルとして全国展開することを視野に入れている。



第1-3図 シグマファームとういん、シグマサポートにおける主体関係

資料：シグマファームとういん作成資料を基に、農林水産政策研究所にて作成。



ガラスハウス（左）、圃場（右）の様子
（写真：シグマファームとういんホームページより）

（２）タイプⅡ

１）（株）ハートランドひろしま（広島県山県郡北広島町）

広島県内 8 市を事業エリアとし、17 支所、9 店舗を展開する生協ひろしま（設立 1971 年）では、農業で障害者の就労の場を作ることとして（株）ハートランドひろしまを 2010 年に設立し、2011 年からフィールド養液栽培を開始している。生協ひろしまでは、障害者雇用に積極的に取り組むために、2007 年に生協ひろしまの販売する農産品の検品を行う特例子会社（株）ハートコープひろしま（障害者雇用 8 人）を立ち上げたが、そこでの障害者の働きぶりをみて、また、同特例子会社の設立で相談に乗ってもらったコンサルタントからの後押しもあって、A 型事業を立ち上げることとなった。その際、ちゅうど食の安全・安心面から国産志向が高まっていたこともあり、生協自らが農産物を作ることができないかと考え、農業を行う（株）ハートランドひろしまを設立することとなった。同社は、農業生産法人としても認定され、広島県からも農業外企業参入事業（施設整備 2 1 % 補助）を受けて、施設整備を行っている。26a のハウス内でフィールド養液栽培によるほうれん草、水菜を中心にした野菜の栽培を行っているほか、露地の畑 1.4ha（2011 年時点では 0.7ha）でサツマイモ、里芋、白ネギなどの野菜を栽培し、ハウス内土耕 17.5a ではミニトマトや大根・カブなどを栽培している。（株）ハートランドひろしまでは、現在、19 人の障害者（うち 18 人が知的障害者、1 人が精神障害者）が働いている。このうち地元北広島町在住は 4 人にとどまり、14 人が広島市から JR で通ってきており、最寄り駅から農場までは自社の送迎バスで送迎を行っているのが特徴的である。都市からの遠隔地のため地元で障害者の確保が難しくても、公共交通機関が確保されていれば、福祉事業所を開設できる好例となっている。なお、賃金は最低賃金を守っており、月平均約 10 万円を確保している。

また、産直活動を通じて JA グループとのつながりができたことから、1988 年に JA グループと「協同組合提携強化に関する協定書」を締結したのを受けて、JA グループからは、A コープ跡地の提供を受けて事務所を建てたり、JA 職員から営農指導を受けるなどの協力を得ている。また、地元の農事組合法人「せんごくの里」や安芸高田市の「クリーンカルチャー」で職員が農業研修を受けるなど、地元の農業者からの協力も得ることができ

ている。

販路については、生協ひろしまの宅配向けチラシへの掲載による無店舗販売が中心であり、数量を限定した販売となっている。販売目標に見込みが達しなかった場合には宅配職員による直売となり、規格外の野菜についても加工事業者等への販路ルートを開拓しており、販路はしっかり確保されているといえる。

こうした営農技術の向上や規模拡大、販路の確保もあり、2015年には、1980万円の販売額を計上し、設立6年目で黒字に転じている。

現在は、全国各地の生活協同組合が見学に来ており、今後、同様の取組が、他地域の生活協同組合によって行われることが期待される状況となっている。



- ・左：施設、圃場の様子
 - ・右上段：宅配向けチラシでの紹介
 - ・右下段：送迎車輛
- (写真：農林水産政策研究所撮影)

2) (株) いずみエコロジーファーム (大阪府和泉市)

大阪府南部の18市6町1村を事業エリアとする大阪いずみ市民生活協同組合(設立1974年:以下「いずみ生協」という。)では、農業を行う(株)いずみエコロジーファームを2010年に設立し、その2年後の2012年に、同ファーム内に、障害者を雇用するためのA型事業所「ハートランド事業部」(定員20人)を設立している。

いずみ生協では、(株)いずみエコロジーファームの設立前から、働きにくさを持つ人の就労拡大に取り組んできており、2010年にはリサイクル事業を行う特例子会社(株)ハートコープいずみを立ち上げている。2014年11月現在で、いずみ生協グループ内の障害者雇用は、全体で93人、そのうち特例子会社とA型事業所であるハートランド事業部で59人の障害者が雇用されている。

(株)いずみエコロジーファームは、農業生産法人であり、かつ認定農業者にもなっている。従業員は全員で27人、そのうち22人が障害者である(内訳:知的障害者20人、精神障害者1人、身体障害者1人)。障害者の業務としては農業生産と農産物の加工調整作業があり、現時点では、加工所が主たる事業所、圃場が従たる事業所として位置付けられている。経営面積は5.2haで、2カ所に分かれている。和泉市内には3.9haの圃場に19棟のハウスが建てられており(うち7棟でベビーリーフのフィールド養液栽培、8棟でトマト、小松菜の栽培、残り4棟は新設)、ハウスが建てられていない畑地では、キュウリ、ゴーヤ、ほうれん草等多数の野菜が作られている(残りの1.3haは河南町にあり大根等を露地で栽培)。フィールド養液栽培のベビーリーフは無農薬で7~8種類を生産しており、主に生協の宅配で販売している(1袋25gで一日1,000袋程度)。

なお、同事業所では、障害者はエンジンの付いている農業機械で行う作業以外はすべて行う。誰がどういう作業をするかは、作業をしながら判断する。

また、いずみ生協が求めている品質を満たす農産物については、同生協が買い取る形で販路が確保されているが、品質を満たせず納品できない農産物も結構あるため、それらは直売所等で販売されており、品質向上に対して生産技術が十分でないことが課題として挙げられている。このため、A型事業部門と障害者福祉および農業の共通部門も含めた農場全体では、純利益で黒字を実現しているものの、その2部門を除いた農業部門だけでも黒字化することを目指している。

いずみ生協では、A型事業所での障害者の就労を一時的なものとして位置付けており、最終的には一般企業への就労(いずみ生協グループや協力会社への就労)をいずみ生協も社員も目指している。

いずみ生協におけるA型事業所と特例子会社の位置付けを整理したのが、第1-2表である。前述の生活協同組合ひろしまや後述の生活協同組合おかやまでもA型事業所で農業を行っており、生協グループにおいてA型事業所と特例子会社がどのように位置付けられているかをうかがうことができる。

第1-2表 「ハートランド事業部」と「ハートコープいずみ」の違いについて

事業所名	ハートランド事業部	ハートコープいずみ
事業所名の位置付け	(株) いずみエコロジーファームの事業所名	会社名
グループ内での事業所の位置付け、目的	障害者福祉事業所（作業所）。社会福祉目的。障害者自立支援法に基づく「報酬」あり。	一般事業会社。営利目的。障害者雇用促進法に基づく「特例」あり。
障害者の就労の位置付け	一般事業会社への就労が困難な障害者を採用し、一般事業者への就労を支援する。早く転職できることを会社も社員も望んでいる。	会社の業務に就労できる人材を採用し、定年まで長く勤めてもらうことを会社も社員も望んでいる。
健常者と障害者の関係	健常者は障害者の能力開発を行うのが役割であり、健常者と障害者は働く目的が異なり区別されている。	健常者と障害者が差別なく一緒に働く「ノーマライゼーション」の実践を目指している。

資料：大阪いずみ市民生活協同組合作成資料より抜粋。



ベビーリーフ栽培の様子およびパッケージされた商品

(写真：農林水産政策研究所撮影)

3) (株) コープファームおかやま（岡山県瀬戸内市）

岡山県6市で11店舗を展開する生活協同組合おかやまコープ（設立1956年）では、食品部門で産直ブランドの「おかやま育ち」を展開しており、全売上高の10%強を占める人気ブランドに成長させることに成功した。しかし、同ブランドは、肉、牛乳、果物等では

他を圧倒するシェアで1位となっているが、唯一、野菜では弱かった。そこで、野菜の中でも一番家計支出が大きいにもかかわらず自県産の割合が低かったトマトを自社農場で生産することとなった。農業を始めるにあたっては、障害者も雇用したいということで、生協ひろしまを参考に、(株) コープファームおかやまを2013年に設立した。その際、岡山県庁からの指導もあり、農業法人であり、認定農業者でもある(株) コープファームおかやまと併設する形で、A型事業所の(株) ハートコープおかやまをほぼ同時に設立している。障害者22人(精神障害者6割、知的障害者が2〜3割、身体障害者(聴覚障害者等)が1割強)が(株) ハートコープおかやまに所属しており、(株) コープファームおかやまから作業を受託して作業料金を受け取る形を取っている。両社を含めて健常の職員はパートも含めて18人であり、経営面積1.5haに対して、ハウスは2棟で7,400㎡を占めている。

用地については、同社が立地する瀬戸内市長浜地区に、産直ブランドで付き合いのある農家が立地していることが決め手となった。用地の確保と施設整備に当たっては、耕作放棄地を活用することとし、農林水産省の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(国)(再生作業・施設等補完整備)を利用している(同事業による再生面積は1.22ha)。

ハウスでは、ポットによる溶液栽培によってトマトを周年で生産しており、その生産量は2015年には100t/年を達成し、2016年には170t/年を目標にして取り組んでおり、最終的には200t/年を常時超えることを目指している。

なお、ポットによる溶液栽培については、岐阜県農業技術センターで開発された技術を採用しており、その後の栽培面での技術指導は、岡山県の農業試験場のOBのコンサルタントに週1回のペースで指導を受けている。

生産されたトマトについては、自社農場で作ったことをPRするために「おかやま育ち」ブランドの中にさらに作られた「コープはれとまと」のブランド名で、県内のおかやまコープの各店舗で販売されているほか、カタログによる宅配注文にも応じている。また、おかやまコープでの販売分より余裕を持って作っているため、販売分を超えたトマトについては市場出荷をしているが、市場では販売価格が安いいため、現在、直接販売できる販売先を検討している。

こうした取組により、2015年のトマトの販売額は4千万円台(生産量100t)を達成しており、既に、障害者の最低賃金以上の賃金を実現しているほか、生産量が軌道に乗り、安定して170tを超えるようになれば黒字が見込める状況となっている。



- ・上段：ハウスの外観
- ・中段左：事務所施設
- ・中段右、下段：ポットによるトマトの溶液栽培

（写真：コープファームおかやま Face Book ページより）

(3) タイプⅢ

1) (一社) ステージパス (舞台ファームグループ, 宮城県多賀城市)

2003年に有限会社として設立された舞台ファームは、2004年に株式会社化され、その後、野菜生産と米生産の規模を拡大しつつ、農産物加工(カット野菜、精米)にも着手するなど経営を多角化させてきている。また、2011年の東日本大震災では、県内5カ所の水田・畑地約40haのうち約7割が津波による大きな被害を受け、一時は4億円の負債を負った。しかし、野菜のカット工場等の中心施設は被害を免れたこともあり、その後順調に償還を終えて、2017年1月現在、年商が22億円に達する経営規模となっている。その経営拡大の一環として、2013年には、グループ企業として2万7千㎡のハウスで野菜やイチゴの水耕栽培を行う(株)みちさきを設立した。また、翌2014年には、障害者の雇用と一般就労に向けた支援を行う一般社団法人ステージパスがグループ企業として参入した。

(一社) ステージパスは、グループ企業の支援によりA型事業所として2013年に認可され、現在は23人の障害者(知的障害者18人、精神障害者5人)が所属している。

(一社) ステージパスとしては、「暮らしに最低限必要な環境づくり、衣食住をテーマに、それぞれに関わる仕事をする」というコンセプトで事業を組んでいる。具体的には、障害者が行う業務として、古着のネット販売・店舗販売に加えて、グループ内企業の(株)舞台ファームと(株)みちさきから作業を請負い、野菜の加工補助、水耕栽培の補助作業を行っている。(株)舞台ファームでは、野菜の補充、納品ケースの洗浄、ラベル剥がし、残渣の処理等に4人が従事しており、(株)みちさきでは、定植作業、パネル洗浄作業、葉がき作業、商品パッケージの組み立て等に7人が従事している(23人中11人が農業関連の作業に従事)(第1-4図)。

舞台ファーム・グループでは、障害者の所属する一般社団法人と農業生産法人とが組むことにより、既存の農業用施設を上手く活用することで、大きな投資を行わなくても、障害者が働く場所を確保できることが、今回の企業グループ内での連携の最大のメリットだと評価している。

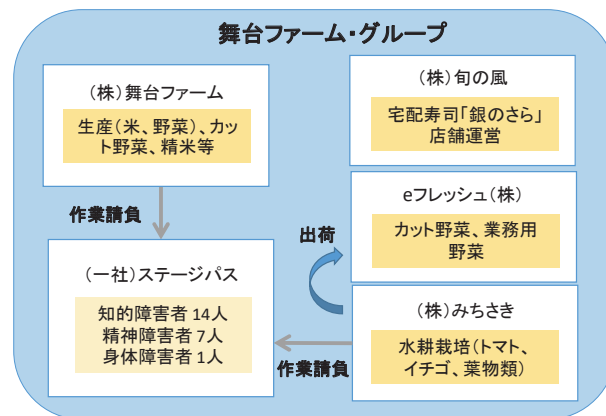
また、(株)舞台ファームや(株)みちさきでの障害者の労働に対しては、一部で労働対価制を採っており、労働の対価として、それぞれの生産物を受け取り、それらを自分達で施設内のマルシェや地域の飲食店やホテル、イベント会場等で販売している。このように、自分達で農産物の販売まで行うことにより、障害者が自立、成長する一助となる達成感、充実感を得ることができている。

また、現金で企業から報酬を得ることより、本来であれば規格外となるような市場価格の低い農産物を労働対価で引き取り、新たな地域流通の仕組みを創ることにより、相互に収益を拡大できるというメリットも生まれている。

今後についても、障害者の受け入れ先の(株)舞台ファームと(株)みちさきが、共に事業を拡大しているので、(一社)ステージパスの受注も拡大すると見込んでいる。さらに、事業拡大分だけでなく、既に障害者を受け入れている作業における作業人数の増加や障害者が行う作業の種類を増やすことで、障害者の受け入れ人数を一層拡大させたいとしている。

る。

こうした状況を受けて、(一社)ステージパスでは、今後も障害者雇用の定員を引き続き拡大していく予定である。加えて、舞台ファームグループ全体としては、障害者のスキルアップを図り、グループ内での障害者の直接雇用や農業生産法人への就職を拡大させるために、農業部門に特化した障害者向けのカレッジの開設も検討している（既に 2017 年 1 月末現在、利用者だった 1 人を一般就職させ、1 人を同社の支援員として採用している）。



第 1-4 図 舞台ファーム・グループにおける法人間の関係図

資料：舞台ファームグループ提供資料に基づき農林水産政策研究所にて作成。



上段：請負先での作業の様子

下段左：生産・加工された商品

下段右：マルシェでの販売の様子

(写真：(一社)ステージパス提供)

2) (株) あすファーム松島（宮城県松島町）

農業分野で障害者の働く場を確保して、そこで障害者の一般就労に向けた就労支援を行いたい企業（株）ISF ネットと東日本大震災の被害を受けた地域農業を再興させたい JA せんだいとが連携し、地域の農家 22 戸と（株）ISF ネットが出資する形で農業生産法人（株）あすファーム松島が 2014 年 1 月に設立されている。また、同時に（株）アイエスエフネットライフ（A 型事業，就労移行支援事業⁽¹⁸⁾：各定員 10 人）も立ち上げられ、そこに所属する障害者が、（株）あすファーム松島に通って農作業を行う仕組みを構築している（障害者 20 人のうち 7 人が農業を仕事の中心にした農業班に所属）。このような仕組みとしたのは、「1 戸の農家に障害者を受け入れてもらう形で農業分野での障害者就労を実現しても、地域から浮いてしまうのではないか」との危惧から、地域の農家全員に出資してもらった農業生産法人で障害者に働いてもらうことで、「地域全体で障害者を受け入れた」という形を作ることに成功している。

（株）あすファーム松島では、2015 年 9 月現在、従業員 10 人（正社員 5 人）で、現在 3.5ha の経営面積（水田 1.1ha，畑地 2.0ha，ブルーベリーの観光農園 0.4ha）を使って、米のほか、40 種類以上の野菜を露地と施設で栽培している。また、農産加工品の製造企業とも提携して、農産加工品への原料供給と加工品の販売にも取り組んでいる。こうした多様な農作業，農業関連作業を作り出し、それらの作業が、（株）あすファーム松島から、福祉施設である（株）アイエスエフネットライフに委託され、通常は施設の職員 2 人（地域の農業者を職員として雇用）と農業班の障害者 7 人が組んで施設外就労の形でそれらを実施している（収穫で忙しい時などは、20 人全員が農作業にでることもある）（第 1－5 図を参照）。（株）アイエスエフネットライフに所属している障害者は、（株）あすファーム松島で働くだけでなく、地域からの要請があれば、訓練の位置付けで農家の手伝いにも出向いている。

A 型事業所に所属している障害者は時給 730 円で勤務し、10 万円／月の給与が支給されており、移行支援事業に属する障害者には工賃として毎日 1,000 円が支給されている。どちらに所属している障害者にも最終的には企業就労をしてもらう就労訓練という位置付けで仕事をしてもらっている。このような形で就労訓練として農作業を行った結果、2014 年度～2015 年度にかけて 6 人の障害者が一般企業への就労を実現している。

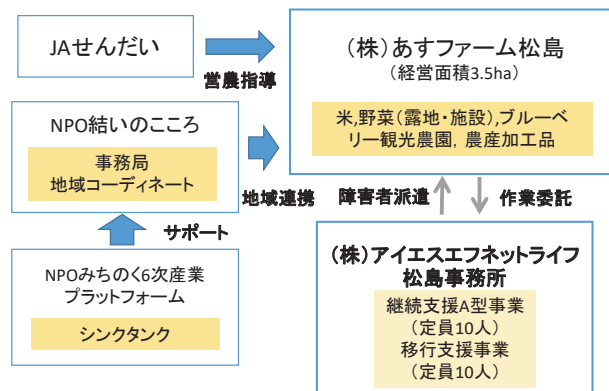
なお、同様の手法により、新潟県新潟市で、（株）アイエスエフネットライフ新潟が設立した（株）たくみファームが 2015 年より営農を開始している。





事務所、栽培施設および収穫された野菜

(写真：農林水産政策研究所撮影)



第1-5図 あすファーム松島を中心にした連携の関係図

資料：あすファーム松島提供の資料に基づき農林水産政策研究所にて作成。

(4) タイプⅣ

1) (株) クック・チャム my mama (愛媛県新居浜市)

前出の(株)九神ファームめむろの親会社でもあるクック・チャムは、前述のとおり 2017 年 1 月末現在 74 店舗を展開する惣菜屋チェーンであるが、障害者の雇用を拡大するため、本社でも障害者を積極的に雇用するほか(2017 年 1 月現在従業員 164 人のうち障害者は 4 人(全員知的障害者))、福祉事業所の立ち上げにも積極的であり、(株)九神ファームめむろを設立する 2 年前の 2010 年には、本社工場に併設する形で、A 型事業所(株)クック・チャム my mama を開設し、親会社の販売する総菜の加工、製造作業(成型作業、パン粉付け、野菜下処理等)を行っている(第 1-4 表)。同社では、従業員 24 人のうち 20 人が障害者で、そのうち 19 人が知的障害者である(残り 1 人は精神障害者、2017 年 1 月現在)。

その後、(株)クック・チャム my mama では、業務の多角化の一環として、親会社の総菜の原料となる野菜の生産も行うことを決定し、本社近くに農地を 30a 借り受け、2012 年からは減農薬栽培を開始している。農業担当の職員 1 人の指導の下で、多くの障害者が交代で作業補助に入る体制を取っている。

ハウスでは、設備投資の負担が比較的少ない軽石溶液栽培で小松菜を栽培し、2016 年度は 7t の生産量を確保している。同栽培は、先行事例である前述の(農)ハートランドひろ

しまでの取組を参考に導入を決定している。

第1-4表 クック・チャムの就労継続支援A型事業所の概要

名称	(株)クック・チャムmy mama	(株)九神ファームめむろ
設立	2010年8月	2012年12月
事業所の所在地等	愛媛県新居浜市 (親会社に同じ)	北海道芽室町 (事務所・農場)
資本金	100万円	1,000万円
事業内容	惣菜の加工, 製造作業, 農業(ハウス, 露地)	農業(露地野菜) 農産物1次加工
人員	24	28+サポーター3
障害者	20	20
身体	0	0
知的	19	17
精神	1	3

資料：実態調査による（クック・チャム my mama, 九神ファームめむろ共に、）2017年1月現在。



左：小松菜の軽石溶液栽培 右上段：タマネギ栽培圃場 右下段：加工作業の様子
(写真：農林水産政策研究所撮影)

2) 森の木ファーム（株）（兵庫県南あわじ市）

兵庫県南あわじ市で土木事業を行っている株式会社「森長組」が、業務の多角化のために建設した菌床シイタケ栽培施設を使い、障害者支援を行うための事業所として、2011年11月に「森の木ファーム」（株）が設立されている。翌2012年1月にA型事業所として認定され、障害者によるシイタケ栽培を本格的に開始している（第1-5表）。

障害者福祉分野から菌床シイタケ栽培に進出した先行事例をキノコの栽培システムの設計・販売企業から紹介してもらい、見学・相談を行った結果、障害者が行う事業として成立すると判断し、本社で菌床シイタケ栽培の実施を決定している。

施設は、30棚ある発生室10棟と梱包・出荷室、事務所から構成されており、収穫目標を月16t（一日515kg）に設定している。

障害者は、2015年6月末時点で34人（知的障害者17人、精神障害者13人、身体障害者4人）が働いており、菌床の設置、芽の間引き、収穫、選別、袋詰め等を手作業で実施している。また、菌床は、キノコの菌床を販売している専門企業から購入しており、完全無農薬栽培なので、病気とカビに対する注意が重要となっている。

販売先は、大阪の市場が6～7割、残りが直販と地元のバイヤー1社である。

施設は365日稼働しているので、4週8休でシフト制を採用し、6時間勤務を基本として、時給776円を支給している。

淡路島には、A型事業所が同社を含めて3事業所あるが、一般就労先が少なく、障害者のステップアップ先の確保が課題になっている。このため、同社では、多機能型事業所「クラシカラ」を立ち上げ、就労移行支援事業を実施。障害者の職場開拓にも取り組んでいる。

第1-5表 森の木ファームの概要

名称	森の木ファーム株式会社
就労継続支援A型事業所認定	2012年1月
事業所の所在地等	兵庫県南あわじ市
親会社	森長組 (土木事業)
資本金	300万円
事業内容	菌床シイタケの 栽培・販売
時給、勤務時間	776円/時、6時間/日を基本
登録障害者数	34人(2015年6月末時点) (4週8休のシフト制により20人/日)
うち 知的障害者 精神障害者 身体障害者	17人 13人 4人

資料：数値は2015年6月末現在の調査結果による。



菌床シイタケの栽培施設および調整作業の様子 （写真：農林水産政策研究所撮影）

3) アスタネ（埼玉県さいたま市）

障害者の就職・転職サービスを事業の中心としている(株)ゼネラルパートナーズは設立14年目（2003年設立）を迎えて、社員も100人を超えており、年間700～800人の障害者の就職実績を上げている。しかしながら、公的な就労支援サービスではなく、有料での民間事業としてのサービスであることから、対象が軽度の障害者に限られてきた。そこでサービスの対象を広げるために、まず障害種別に就労移行支援事業を行う事業所を2012年から相次いで設立してきた。しかし、就労移行支援を受けても、必ずしも一般企業に就労できない障害者もいることから、そうした障害者の就労先となり得る事業所を設立する必要性から、2015年にA型事業所であるアスタネを立ち上げている。

アスタネでは、障害者が菌床シイタケの栽培とパック詰めを実施している。今後は段階的に生産管理や取引先とのやり取り、現場マネジメントまで業務範囲を広げ、農業事業すべてを障害者が担うことを視野にしている。シイタケの販売価格が安定していることから、菌床シイタケ栽培なら雇用契約に基づくA型事業を実施できるとの判断から決定されている。

アスタネは、出荷所を併設した管理棟と栽培棟3棟からなる。栽培棟の広さは、3棟で595㎡（施設の総工費は9千万円）。生産量は、まだ1年目ということで不安定であるが、

1日 50kg から 120kg を達成しており、安定して1日 140kg の収穫量を目標にしている。

働いている障害者は現在 24 人（24 人全員が精神障害者で、鬱が 12 人、統合失調症が 7 人、その他が 5 人）で、生産量を安定すれば、栽培用地拡大も視野に入れ増員していく予定となっている。これに対して健常の職員は 5 人であり、そのうちの 3 人が作業指導や生活相談を担当する生活支援員となっている。

販売先は近隣のデパートと食品スーパーがメインとなっている。野菜の流通が専門のコンサルを入れて販路を開拓した。ロゴやシールのデザインなどにも力を入れ、「アスタネキッチン」というブランド名で販売しており、「アスタネキッチンは障がい者雇用問題の解決に取り組んでいます。」という文章もラベルに印刷している。

まだ、事業を開始して間もないが、いずれシイタケの生産が安定して菌床シイタケの栽培を黒字化できれば、自社で他の地域で展開することや、他の福祉事業所や障害者雇用を行う企業にノウハウを伝えてシイタケ生産を行ってもらい、精神障害者の雇用を拡大していくことも視野に入れている。

一方、地域内では、アスタネの販路を活かし、地域に立地する他の障害者福祉施設の農産物も共同出荷することが検討されている。そのためにも、ブランド力を一層高める必要があると認識されていた。

また、2016 年 10 月より、働いている障害者の一般就労移行を目的とした「リワークプログラム」が開始されており、作業終了後に能力開発研修を実施するなど一般就労への移行に力が入れている。



左：事務所施設 右：菌床シイタケ栽培施設
(写真：農林水産政策研究所撮影)



パック詰めされ、店頭に並んだシイタケ

(写真：農林水産政策研究所撮影)

5. 企業出資の障害者福祉施設が農業分野に進出する場合の優位性と課題

第1—6図をみると、農業分野に進出している特例子会社では、農業が主たる経営部門となっている会社がそもそも少ない。加えて、農業が主たる経営部門になっている会社でも、水耕栽培等集約的な施設野菜作が多く、露地野菜作が中心の会社は32社中2社しかない。これに対して、企業出資の障害者福祉施設は、農業が主たる部門になっている施設がほとんどであり、かつ露地野菜作を中心にした施設が4割弱あり、施設野菜作が中心であるが露地野菜作も行っている施設も加えれば8施設と全体の6割弱を占めている。単位面積当たりの収益性が露地野菜作より施設野菜作の方が高いことを踏まえれば、障害者福祉に対する国の支援を受けられない特例子会社では露地野菜作を経営の中心に据えるのは難しいものの、企業出資の障害者福祉施設では、障害者福祉に対する国の支援が受けられることから⁽¹⁹⁾、露地野菜作が収益の見込める経営部門として位置付けられていると考えられる。

特に、タイプⅠに属する施設では、地方公共団体やJA等地域内での支援を受けやすく、農地の斡旋も期待できることから、その傾向が強くなっている。

他方で、障害者福祉施設での雇用となるため、障害者を雇用しても、原則、企業グループ全体の障害者雇用率の引き上げには結びつかない⁽²⁰⁾。

また、今回分析を行った10事例ともに、吉田ら(2014)で紹介されている特例子会社同様に、販路を独自に開拓・確保していた。この点は、企業による取組の強みであり、職員に販売経験やノウハウがないため、農産物の生産量に見合った販路の確保で苦労している事例の多い社会福祉法人等⁽²¹⁾とは異なっている。特に、タイプⅡの施設では、会員である消費者にカタログ販売ができるという強力な販路を持っており、また会員に対して障害者による野菜生産をPRできるという優位性がみられた。他のタイプでも親会社が食品販売を

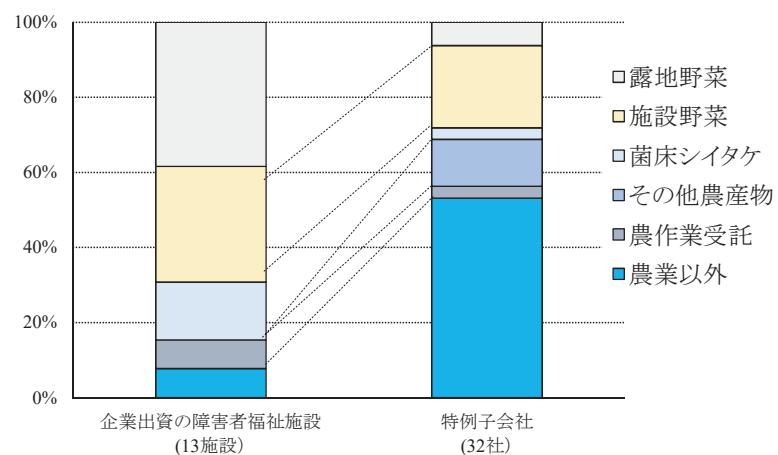
行っている企業の事業所が3カ所あり、それらは親会社を販売先としていた。こうした点は特例子会社では見られなかった特徴である。

そして、吉田ら(2014)によれば、特例子会社では、法定雇用率との関係で、障害者の従事人数に見合った生産体制の構築に苦しむ会社が多く、逆に、

社会福祉法人等では、徐々に他部門から農業部門へと障害者をシフトすることで農業部門を拡大している施設が多いことから、一度に大きな面積やたくさんの作業を引き受けることが困難な施設が多いことが明らかになっている。しかしながら、タイプⅢの施設のように、既に大規模な経営を行っている農業法人に障害者福祉施設を併設するという取組では、障害者の人数に合わせた仕事を農業関連分野で作り出すことが比較的容易なことが明らかになった。他方で、特例子会社と同様に、親会社から役員、従業員が派遣されてくることが多く、これら管理職員の派遣当初や人事異動時に、障害者への理解、対応の面で困難を抱えるケースも考えられる⁽²²⁾。

さらに、分析対象として取り上げた10事例の多くが、農業分野を最終的な就労の場としてではなく、一般就労に向けた訓練の場として位置付けていた。この点は、障害者の最終的な就労の場として親企業から位置付けられている特例子会社とは大きく異なる点である。また、社会福祉法人が運営している障害者福祉施設でも、障害者の一般就労を目指すこととされているが、就労継続支援事業所では、就労の継続が前提とされているため、そうした意識が必ずしも高いとはいえない⁽²³⁾。しかしながら、企業出資の障害者福祉施設では、企業が持っているビジネス上のネットワークやノウハウが、障害者の企業就労に結びついて大きな成果を上げるケースもあると考えられる。特に、タイプⅣに属する施設は、いずれも障害者の就労に高い関心を持っている企業であるが、中でも今回分析した事例のうち2事例では、障害者の一般就労を促進するために多機能型支援事業も実施していた。他方で、収益を優先させるという企業論理が優先されてしまうと、障害者の勤務時間の縮小、障害者の無理な就労先への斡旋等に結びつくおそれもあることに留意が必要である。

以上のような違いを踏まえて、吉田ら(2014)で紹介されている社会福祉法人と特例子会社の比較表(第7表)を基に、農業を本格的に行う社会福祉法人等、企業出資の障害者福祉施設、特例子会社の特徴を比較したのが第1-6表である。



第1-6図 農業分野に進出している企業出資の障害者福祉施設と特例子会社の主たる経営部門の違い

資料：農林水産政策研究所の調査結果から筆者が集計。

第1-6表 農業を本格的に行う社会福祉法人等、企業出資の障害者福祉施設、特例子会社の比較表

	社会福祉法人等	企業出資の障害者福祉施設	特例子会社
マンパワー	健常職員の配置、障害者の障害の重さ	健常職員の給与は訓練等給付費で賄われるため、手厚い職員の配置を実現。健常職員のサポートを得て障害の重い人も農作業が可能。	健常職員の給与は訓練等給付費で賄われるため、手厚い職員の配置を実現。ただし障害者は生産性の高い障害の軽い人を中心に雇用。
	障害者の施設内の位置付け	就労移行支援事業所は一般就労に向けた障害者の訓練の場であり、就労継続支援事業所は障害者の最終的な就労先。	就労継続支援事業所であっても、一般就労に向けた障害者の訓練の場として位置付け（原則、障害者雇用実績にカウントされない）。
農地	農地の借り受け	徐々に立地する地域内のリタイア農家からの農地を預かり、しっかり管理することで信頼を得て、農地の集積が拡大する傾向。	地方公共団体から誘致されたタイプⅠ、グループ内に農業法人があるタイプⅢは、必要な農地、農受託作業の確保が容易。
資金	初期投資・運転資金	農業関連事業を開始するための大きな投資を行う場合には、農業系の補助金、寄付金への依存度が高い。	同右（ただし、比較対象とした特例子会社の親会社は大企業が多かったが、親会社は中堅企業が多い）。
経営力	障害者の従事人数にあった事業規模	預かる農地、頼まれる作業の増加に合わせて農業分野に従事可能な障害者を配置していくので、障害者の人数に合った事業規模を実現。	法定雇用率の制約がなく、タイプⅠでは雇用人数を徐々に拡大。タイプⅢでは農業法人が併設されており、障害者の人数に応じた農作業の確保が比較的容易。
	経営展開の多様性	露地野菜作、水田作が多く、それらの規模拡大を進めつつ加工部門の導入・強化等多角化していく事例が多い。	露地野菜作部門を持つ施設が6割強（露地野菜中心は4割弱）。タイプⅠ、タイプⅢ共に、農産物加工にも積極的。
	生産した農産物の販路の確保や拡大	多くの施設が生産された農産物の販路の確保で苦労。職員に販売経験やノウハウがないため、未だに課題となっている施設も多い。	4事例ともに農産物の販路を独自に開拓・確保。特に、タイプⅡでは、会員である消費者へのカタログ販売という強力な販路を確保。

注：吉田ら（2014）の第7表を基に、同表から3者の違いが顕著な項目を中心に抜粋し、本報告での事例の分析結果を加えた。

6. 小括

企業出資の障害者福祉施設は、地域社会への貢献や CSR 活動の一環として農業に取り組み出しており、今後、農業経営を発展できれば、農村地域の経済社会の維持・再生に大きく貢献することが期待される。そして、今回の分析からは、いずれのタイプにおいても農業分野への参入手法が確立されつつあることがうかがわれた。既に類似の取組事例が続いて設立されていることから、これからも全タイプで取組事例が増加することが見込まれる。今後こうした動きを一層促進するためには、確立されつつある取組手法の普及・定着面での支援が重要になってくると考えられる。

また、地域農業の担い手としては、タイプⅢの施設が、地域の農業法人と連携することで既に地域農業の維持・発展に貢献しており、地域農業の担い手として大きな可能性を持っていることが明らかになった。ただし、これまでになかった新たなタイプの連携でもあるので、今後は、地域農業の状況に応じた効果的な連携のあり方を解明していくことが重要である。

最後に、地域内の農業関係者とも密接な関係を構築しつつあるタイプⅠの施設も、将来的には、地域農業の担い手としての大きな可能性を秘めていると考えられる。こうした取組では、地方自治体と JA によるバックアップ体制をどのようにして構築していくかが大きな課題であり、特に、地方自治体における農業部局と福祉部局の連携が重要になってくると考えられる。

（吉田 行郷）

注

- (1) 生活保護や児童福祉，老人福祉，障害者福祉等の社会福祉事業を行うことを目的として，社会福祉法に基づいて設立された法人。本報告では，障害者総合支援法並びに旧法に基づいて，障害者の就労支援等を行っている社会福祉法人を指す。
- (2) 指定された特定分野において，ボランティア活動や市民が行う自由な社会貢献活動を行う団体に付与される法人格。特定非営利法人活動促進法に基づいて設立される法人。本報告では，障害者福祉に関する社会福祉事業を行う特定非営利活動法人を指す。
- (3) 日本セルフセクターが 2014 年に実施したアンケート調査によれば，社会福祉法人等が運営する障害者福祉施設の 33.5%が農業活動を実施している。
- (4) 特例子会社とは，企業が障害者の雇用を促進する目的で作る「子会社」のことで，1987 年に法制化された「特例子会社制度」で規定されている。「障害者の雇用の促進等に関する法律」により，事業主は，雇用する労働者の 2.0%以上の障害者を雇用するよう義務付けられているが，同制度が法制化された以降は，事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し，一定の要件を満たす場合には，特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして雇用率を算定することができることとなった。
- (5) 2006 年の障害者自立支援法の改正を受けて，営利企業が福祉事業所を設立することが認められた。
- (6) corporate social responsibility の略称で，「企業の社会的責任」の意味。経済産業省（2004 年）「『企業の社会的責任(CSR)に関する懇談会』中間報告書」では，「最も基礎的な取組である法令遵守はもとより，環境保全，消費者保護，公正な労働基準，人権，人材育成，安全衛生，地域社会貢献など幅広い要素から構成」されられている。
- (7) 農林水産政策研究所が，「特例子会社一覧」（2015 年 6 月 1 日現在）に掲載されている 422 社について，インターネット検索により調査した数値。事業内容が不明だった 20 数社については含めていない。
- (8) 2018 年 4 月より精神障害者の雇用が義務付けられることから，法定雇用率も引き上げられることが見込まれている。
- (9) 2014 年 11 月に，ハートランド（株）に対して再調査を行った結果である。
- (10) 2015 年 10 月および 2016 年 2 月に，（株）ひなりに対して再調査を行った結果である。
- (11) 障害者総合支援法に定められた就労支援事業所の一つで，雇用契約に基づく就労が困難な障害者に対して就労の機会の提供等を行う事業所。作業対価を工賃として取得するが，平成 26 年度の平均工賃は 14,838 円/月にとどまっており，その引き上げが課題になっている。
- (12) 武田（2015）を参照。
- (13) 障害者総合支援法に定められた就労支援事業所の一つで，一般企業で働くのは難しいが雇用契約を結んで，最低賃金以上の賃金を障害者がもらって働く事業所。平成 26 年度の平均工賃は 66,412 円/月となっている。
- (14) クック・チャムの本社は愛媛県新居浜市。2017 年 1 月末現在で 74 店舗を展開している（このほか外食事業として「ばあばのお昼ごはん」を展開しており，こちらは 2017 年 1 月末現在 2 店舗）。
- (15) 九神ファームめむろの取組については，小柴・吉田（2014）を参照。
- (16) 親会社であるクック・チャムは，別に就労継続支援 A 型事業所を設立しており，知的障害者がセントラルキッチンで野菜の一次加工や惣菜の成形等を行っている。将来的にはこの事業所のように野菜の下処理以外にも障害者の就労の場を広げられる可能性がある。

- (17) 2013 年時点では、九神ファームが通年で一次加工を行うために必要なバレイショのうち、自社でまかなえている割合は 1 割にとどまっている。
- (18) 就労を希望する障害者を対象に、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指して、必要な訓練、就労に関する相談や支援を行う事業所。
- (19) 障害者のために就労継続支援事業を行うと、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行うために必要な「訓練等給付費」が支払われる。ここから施設の維持費、障害者を指導する職員の人件費等が支払われることになる。
- (20) 2009 年 4 月に創設された企業グループ算定特例により、一定の要件を満たすと厚生労働大臣の認定を受けたものについては、特例子会社がない場合であっても、企業グループ全体で実雇用率の通関が可能となった。
- (21) 飯田ら（2011）とそこで整理されている社会福祉法人等の特徴を特例子会社の特徴として比較している吉田ら（2014）を参照。
- (22) 吉田ら（2014）p.21 を参照。
- (23) 農林水産政策研究所が本報告までに調査結果を公表してきた社会福祉法人、NPO 法人が設立した福祉事業所 20 では、あまり一般就労する障害者を輩出する事例は見られなかった。

[参考・引用文献]

- [1] 濱田健司（2010a）「農村地域における農の福祉力を活かした新たな障がい者雇用ビジネスモデルー都市企業による特例子会社および株式会社における取組みー」『共済総研レポート 2010 年 8 月号』，52－59。
- [2] 濱田健司（2010b）「農業生産分野における障がい者雇用モデルに関する研究」『共済総合研究第 60 号』，128－145。
- [3] 飯田恭子・香月敏孝・吉田行郷・小林茂典・出田安利・松島浩道（2011）「福祉施設における農業分野の障害者就労の実態と課題」『2011 年度日本農業経済学会論文集』，64－71。
- [4] 且田久美（2015）「プロジェクトめむろ“私たちは働いて生きていく”」（平成 27 年度障がい者（児）就労スキルアップ研修会（西日本ブロック）用配布資料）。
- [5] 小柴有理江・吉田行郷（2014）「障害者就労施設における農業の高付加価値化の体制構築」『2014 年度日本農業経済学会論文集』（日本農業経済学会），202－207。
- [6] 小柴有理江・吉田行郷・香月敏孝（2016）「農業と福祉の連携の形成過程に関する研究・農業分野における障害者就労を事例として」『農林水産政策研究第 25 号』，1－17。
- [7] 高齢・障害者雇用支援機構（2009）『特例子会社の設立、運営等に関する調査研究』
- [8] 大阪府みどり公社（2015）『農と福祉の連携促進調査報告書』
- [9] 武田尚子（2015）「農福連携：障がい者の農業就労をめぐる社会的分析視角」『共生社会システム学会 2015 年度大会報告要旨』，28－36。
- [10] 吉田行郷・香月敏孝・吉川美由紀（2014）「農業分野に本格進出した特例子会社の実態と課題ー地域農業の担い手としての特例子会社の可能性ー」『農業経済研究』第 86 巻第 1 号（日本農業経済学会），12－26。